

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【1療育・教育】

現状・課題 方向性	令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が求められます。 また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。 障がいのある子どもや、発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図るとともに、障がいのある子どもの支援体制づくりの推進や、医療的ケアが必要な子ども等への支援の充実を図ります。 さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進はもちろん、個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒に対して、適切できめ細かな指導、支援を行うための特別支援教育の体制づくりや、教育環境の整備を進めます。
--------------	---

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度 の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由	今後の方向性
1 1	障 が い 児 の 療 育 の 充 実	1	「えなっ宝(こ)ほっとステーション」における相談支援の充実	子育ての総合相談窓口として設置した「えなっ宝(こ)ほっとステーション」で、障がいを含めた家族の相談に対応します。 また、専門機関や各種窓口と連携し、適切な支援につなげます。	子育て支援課	「えなっ宝(こ)ほっとステーション」に、子ども家庭支援員、保健師、困難事例対応職員を配置し、各種相談に対応します。【子育て支援課】			
		2	各種健診や相談の実施	健診等にて言葉の出方が気になる子に対し言語療法士による言葉の相談を実施します。教育・発達支援センター、こども発達センターにて発達に関する相談会を実施し、必要に応じて発達検査の機会を設け、家庭における助言や関係機関と連携した支援を行います。	健幸推進課	健診・教室相談等で言葉が気になる児に対し保健センターにて個別予約にて言語療法士による相談を実施します。【健康推進課】			
					子育て支援課	こども発達センターにおいて、保護者からの相談に随時対応し、家庭での療育の助言や他機関の紹介を行い、相談会を実施します。【子育て支援課】			
					学校教育課	教育・発達支援センターにて学校、園、保護者の相談、支援を継続的に行います。【学校教育課】			
		3	教職員等の資質向上	保育教諭及び教職員に対して自閉症など発達障がいについて正しく理解し、障がい特性を踏まえた適切な支援を行うため、特別支援教育コーディネーター研修会や教育・発達支援センターにおける専門医等による研修会等を実施します。	学校教育課	特別支援教育コーディネータ研修会を実施して、組織的な教育支援体制の充実に向けた研修を実施する。また、教育・発達支援センターによる専門医等の研修への参加を呼びかけます。【学校教育課】			
		4	こども発達センターの充実	専門家（作業療法士、音楽療法士、言語聴覚士、医師）による、障がいのある子どもに対する療育の充実を図ります。発達や子育ての悩みや困りごとの相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介等、連携した支援を行います。	子育て支援課	保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。こども発達センターにおいて外部の専門家による療育を行い、充実を図ります。【子育て支援課】			
1 1	障 が い 児 保 育	5	就園に関する相談支援	教育・発達支援センター、こども発達センター、こども園や保育園、幼稚園などの関係機関により、保護者の就園に対する不安や悩みなどの相談にあたります。	幼児教育課	幼児教育課では未就園児を対象とした相談窓口を開設して、就園に関する不安や悩みを聴き、支援が必要な場合は、関係課と連携し就学園や保護者を支援します。【幼児教育課】			
					子育て支援課	あおば、にじの家、おひさま、子育て支援センターなどと連携し、相談業務を実施します。【子育て支援課】			
		6	就学に関する相談支援	子どもの個々の状況に合った適切な就学ができるよう、関係機関と連携し、就学相談の充実を図ります。	学校教育課	関係機関と連携して就学相談会を実施する。【学校教育課】			

施策の方向		事業番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度の評価	←評価がC・Dの場合その理由	今後の方向性
2	・ 教育の充実	7	加配保育教諭、看護師の配置	市内こども園などに加配保育教諭を配置し、障がいのある子どもの受け入れを行います。また、こども園で医療的ケア児を受け入れる場合は看護師を配置し、受け入れ態勢を整えます。	幼児教育課	支援が必要な園児に対して加配保育教諭を、医療的ケア児には看護師と加配保育教諭を配置し一人一人の発達に配慮した保育を実施します。【幼児教育課】			
		8	こども園巡回相談の実施	こども園巡回相談を行い、関係機関との情報共有や、支援に関する助言を行います。	幼児教育課	関係機関とともに園を巡回し、園での支援体制や療育機関への通所についての助言を行います。【幼児教育課】			
		9	交流学习等の推進	障がいの特性にあった教育を受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級の指導人材の育成や施設の環境整備を行い、特別支援教育を充実の図るとともに、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと交流しながら学習する機会を推進します。	学校教育課	教育・発達支援センターで教職員、保育教諭向けの専門医等による研修会を実施します。教室が新設された場合は、教室の施設の環境整備を実施します。【学校教育課】			
1 3	へ 医 療 支 援 ケ ア 児 実 等	10	医療的ケア児等への支援体制の充実	療育機関等との連携会議において、関係機関と地域課題の抽出及び解決に向けた協議・検討を行います。また、地域の支援機関と連携を図るとともに、専門の医療的ケア児コーディネーターによる支援を行います。	子育て支援課	療育連絡会を開催し、地域課題の抽出及び解決に向けた協議・検討を行います。医療的ケア児コーディネーターと連携し、医療的ケア児等とその家族を経年的に支援します。【子育て支援課】			
		11	医療的ケア児等への日常生活支援の実施	医療的ケアを必要とする子どもの実態を把握し、福祉サービス等の利用促進を行います。	子育て支援課	医療的ケア児コーディネーターが定期的に保護者と面談を実施、医療的ケア児の状態を把握し必要な福祉サービス等の利用を促していきます。【子育て支援課】			
1 4	関 係 機 関 と の 連 携 に よ る 切 れ 目 の な い 支 援	12	関係機関の連携体制の強化	一貫して特性に応じた支援が受けられるよう、療育機関等との連携会議やサポートブックの活用により情報共有を図ります。	健幸推進課	療育機関・園との連携を取り、必要な時期に療育支援につなげることができるように支援します。【健幸推進課】			
					幼児教育課	園では、支援が必要な園児の個別的教育支援計画を作成し、保護者の合意を得て支援を行います。支援に関係する資料をサポートブックに綴じて、園での面談や医療機関での診察等で情報共有が図れるようにします。【幼児教育課】			
		13	教育・発達支援センターの運営	学校、家庭、社会における多様な教育・発達相談に対応し、支援体制を強化するため、心理士などの専門職員による支援体制の充実を図ります。	学校教育課	教育・発達支援センターに心理士を配置し、学校、園、保護者の相談支援を行います。【学校教育課】			

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【2 文化芸術・スポーツ・生涯学習活動】

現状・課題 方向性	平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者芸術活動推進法）」が施行され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。 また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。 障がい特性や心身の状態、希望に応じた多様な文化芸術・スポーツ・生涯学習活動等の場や機会の創出、周知の取り組みを進めます。							
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度 の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由	今後の方向性
2 1	文化 芸術・ スポー ツ活動 の推進	14	文化芸術・スポーツ等活動のための環境づくり	障がいのある人が文化・スポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、施設の大規模改修時にバリアフリー化を推進します。 また、公共施設使用料を免除し、障がいのある人のスポーツ・文化施設の利用を促進します。	スポーツ課	施設のバリアフリー化については、現状把握を行う。また、利用者からの意見を聞きながら計画していきます。【スポーツ課】			
					地域振興課	施設のバリアフリー化を推進します。【地域振興課】			
					生涯学習課	恵那市公の施設の使用料等減免取扱規則に基づき、コミュニティセンターや文化施設において、使用料を免除し、利用促進を図ります。【生涯学習課】			
		15	文化芸術・スポーツ等活動への参加機会の充実	関係団体と連携し、障がいや体力に配慮した障がい者スポーツや、取り組みやすい運動・スポーツメニューの啓発、普及を推進します。 さらに、障がいのある人が運動やスポーツを通じての交流できる場、機会の充実を図ります。 また、障がいのある人が文化芸術作品に触れられるよう、企画展等の無料化を実施します。	スポーツ課	関係団体との連携し、障がいを持つ方や誰でも参加しやすいスポーツの普及を行います。【スポーツ課】			
					社会福祉課	スポーツを通じて障害者との交流会の開催。「清流の国ぎふ」文化祭2024で、特別支援学校の生徒の作品を展示し、身近に障がいのある人の作品に触れられる機会を提供します。【社会福祉課】			
					生涯学習課	文化芸術の企画展等の無料化について、主催団体と協議しながら計画していきます。【生涯学習課】			
2 2	生涯 学習の 推進	16	学習機会の提供と参加促進	恵那市民大学「恵那三学塾」をはじめ、講座や講演会などの生涯学習活動に障がい者団体や障がいのある人が参加できるよう、多様な学習機会を設けるとともに、様々なツールを活用した情報提供を行い、学習意欲の向上と参加促進に努めます。 また、幅広い分野の講師と運営をサポートするボランティアの確保に努めます。	生涯学習課	「恵那三学塾」において、オンライン講座を開設するなど、多様な学習機会を提供します。恵那市民大学ガイドブックを年2回発行し周知するとともに、市公式ウェブサイトや告知放送、市民メール、市公式アプリ「え～なび」などのツールを活用したPRを行い、参加促進を図ります。ユニバーサルマナー検定の開催。【生涯学習課】			
		17	障がいのある方も利用しやすい図書サービスの充実	中央図書館においては、大活字本、録音資料などの資料収集や図書館資料の代読サービス、音声拡大読書機設置、郵送貸出サービスを実施し、障がいのある方も利用できるよう環境整備を進めます。各地域のコミュニティセンター図書室においても、中央図書館と連携しながら利用しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課	大活字本、録音資料等の収集を行います。【中央図書館】各コミュニティセンターで、地域サポーター等の協力を得ながら図書室の充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。分身ロボットの活用に向けた検討会の開催。【社会教育課】			

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【3 雇用・就業】

現状・課題 方向性	令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体など同様に「義務」となります。また、民間企業における就労においては、令和5年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年には2.7%となります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化することが必要です。 障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の障がい理解や合理的配慮の提供を促すとともに、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、福祉的就労の場の拡充等を進めます。						
--------------	--	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
3 1	一般企業での就業の促進	18	障がい者雇用に対する理解促進	恵那市雇用対策協議会等において、障がい者雇用に関する各種制度を企業へPRします。	商工課	引き続き雇用対策協議会において障がい者雇用に関する各種制度のPRを図ります。【商工課】		
		19	雇用や就労の推進	公共職業安定所との連携を強化し、障がいのある人の一般就労を促進します。 また、市職員等関連団体の職員採用については、地方公共団体の法定雇用率を達成できるよう、雇用の場の確保を図ります。	総務課	法定雇用率の改正に伴い、障がい者の雇用の場の確保に努め、法定雇用率を達成できるよう、障がい者雇用を積極的に進めます。【総務課】		
					商工課	引き続き恵那公共職業安定所と連携し一般就労を促進します。【商行課】		
		20	就労に向けた相談支援や情報提供の推進	一般就労を希望する人に対して、恵那くらしビジネスサポートセンターにおいて相談に応じ、関係各機関につなぎます。 また、東濃障がい者就業・生活支援センターと連携し、広域での障がいのある人の就労支援や、企業への障がい者雇用を進めます。	商工課	恵那くらしビジネスサポートセンタにて相談対応を実施する。また引き続き、恵那市特別支援学校とも協力しながら、恵那市・中津川市企業・福祉事業所等合同説明会を実施します。【商工課】		
		21	就労移行支援の推進	市内外の障がい福祉サービス事業所による「就労移行支援」への取り組みを促進するとともに、相談支援利用時や特別支援学校卒業時に、「就労移行支援」の利用を促し、障がいのある人一人ひとりの能力に応じた就労を支援します。 また、特別支援学校生徒の職場実習の受け入れを推進するため、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用）や特定求職者雇用開発助成制度の活用を促進します。	社会福祉課	特別支援学校と連携を取り、障がいのある人一人ひとりの能力に応じた就労の支援を行います。【社会福祉課】		
					商工課	引き続き障がい者雇用に関する奨励制度を実施し、一般就労を促進します。【商工課】		
		22	就業定着支援の推進	一般就労に移行した障がいのある人が、長く職場に定着できるよう、就労定着支援事業の提供体制を整備します。 また、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトと連携し、「ジョブコーチ」のPRを行い、利用の促進に努めます。	社会福祉課	就労定着支援事業の提供体制を整備と、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトと連携し、「ジョブコーチ」のPRを行い利用促進に努めます。【社会福祉課】		

施策の方向		事業番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度の評価	←評価がC・Dの場合その理由
3 2	福祉的就労の充実	23	福祉的就労の推進	「恵那市生活・就労サポートセンター」や障がい者相談支援を通じて、福祉的就労へとつなげます。また、恵那市地域生活支援拠点「ぷらっと」にて、就労体験や就労支援事業所の利用支援を行います。各事業所で多様な福祉サービスが提供可能となるよう、支援を行います。	社会福祉課	「恵那市生活・就労サポートセンター」や障がい者相談支援を通じて、福祉的就労へとつなげます。各事業所で多様な福祉サービスが提供可能となるよう、支援を行います。【社会福祉課】		
		24	販路拡大への支援	「障害者優先調達推進法」に基づき、販路拡大等により市内外の障がい福祉サービス事業所の「就労継続支援」を支援し、生産活動の充実を図ります。	社会福祉課	障害者優先調達推進法に基づき、市役所での役務や物品調達を推進しホームページにて公表する。障がい者週間の際、各事業所及び恵那支援学校の生産品の販売を実施し、販売促進を図ります。【社会福祉課】		
		25	I C T等を活用した就労の検討	I C T等を活用し、就労に困難を抱える障がい者の在宅就労の可能性を見出し、社会参加・就労支援を行います。	社会福祉課	I C T等を活用し、就労に困難を抱える障がい者の在宅就労の社会参加・就労支援を行います。【社会福祉課】		

第 4 次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【 4 保健・医療】

現状・課題 方向性	定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていく必要があります。 また、令和 4 年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の整備や難病患者及び小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。 引き続き、多様な機会を通じてライフステージに応じた健診等の受診促進や、医療支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がい者に対する理解を促進するとともに、福祉や医療などの関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を進めます。						
--------------	--	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和 6 年度の取組	令和 6 年度 の評価	←評価が C・D の場合その理由
4 1	健康 づ 期 く 発 見 と 病 早 期 対 障 が い の 早	26	各種健診・検診の実施	乳幼児健診未受診者に健診受診を促すとともに、地域の集まりでの健診受診の P R などを通じ、それぞれの成長段階における健診受診率の向上を図ります。	健幸推進課	乳幼児健診未受診者へは訪問等を実施し、受診に繋ぐことができるように支援します。【健幸推進課】		
					子育て支援課	子育て支援センターにおいて健診受診の P R を実施するとともに、健幸推進課と連携し、未受診者への対応を行います。【子育て支援課】		
		27	生活習慣病予防の推進	健診結果説明などのさまざまな場を利用しながら、生活習慣病予防の周知を図るとともに、地域の健診結果の特徴から、自分の生活を見直す機会となる情報提供を行います。	健幸推進課	地区担当の保健師または管理栄養士が自宅訪問や公共施設での面接を行い、生活習慣の見直しを支援します。【健幸推進課】		
4 2	精 神 保 健 福 祉 の 充 実	28	相談・支援体制の整備	ホームページを活用したメンタルヘルスチェック「こころの体温計」から相談機関を紹介し、早期相談や治療の必要性を周知します。また、相談に対しては庁内連携や関係機関と連携し、支援の充実に努めます。	社会福祉課	ホームページを活用したメンタルヘルスチェック「こころの体温計」から相談機関を紹介し、早期相談や治療の必要性を周知します。また、相談に対しては庁内連携や関係機関と連携し、支援の充実に努めます。【社会福祉課】		
		29	依存症対策の推進	依存症に対する誤解及び偏見を解消するため、職員研修に参加します。また依存症に対する普及啓発、相談機関や医療機関の周知を行います。	社会福祉課	職員研修の参加や、関係機関と連携をとり、相談があった場合には、相談機関や医療機関を案内します。【社会福祉課】		
					健幸推進課	ポスターや健幸フェスタなどのイベントで普及啓発を行います。また、依存症の相談があった場合は、相談機関や医療機関を案内します。【健幸推進課】		
		30	地域生活の支援	地域移行支援や地域定着支援の提供体制を確保し、施設から自宅やグループホーム等での地域生活へ移行する人を支援します。	社会福祉課	相談支援事業所と連携を取りながら、支援を行います。【社会福祉課】		
		31	精神障がい者にも対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進	精神障がいのある人が地域で生活できる「地域包括ケアシステム」を構築するため、保健・医療・福祉関係者による「精神ケア部会」において協議を図ります。また、個々のケースに対応するため、各機関の役割を明確にした上で、関係機関との連携を強化し迅速な支援体制づくりに努めます。	社会福祉課	「精神ケア部会」を開催し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて協議を行う。各関係機関と情報共有や連携をとり、支援体制づくりに取り組みます。【社会福祉課】		

施策の方向		事業番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度の評価	←評価がC・Dの場合その理由
4 3	医療支援体制の充実	32	地域医療体制の充実	市立恵那病院内の血液浄化センターで、透析患者の受け入れの拡充を図ります。	地域医療課	引き続き、市立恵那病院内の血液浄化センター、恵那市透析センターで、感染症に留意しながら透析患者の受け入れの拡充を図ります。【地域医療課】		
		33	歯科診療の充実	障がい児者対応の歯科医院に関する情報提供を行います。	健幸推進課	歯科医師会、子ども発達センターとの連携を図り、引き続き情報提供を行っていきます。【健幸推進課】		
		34	関係機関連携や広域連携の強化	生活習慣病による障がいの予防から、糖尿病等早期発見、治療等につながるよう各関係機関との連携会議等により、保健・医療・福祉に関する各機関の連携を図ります。	健幸推進課	健診数値が受診勧奨値と判断された方に対し、医療機関受診勧奨を行い生活習慣病による重症化予防を図ります。必要時、総合相談との情報共有を行います。【健幸推進課】		

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【5 福祉サービス】

現状・課題 方向性	障がいのある人が自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの種別や特性にあった適切な支援や地域生活を支える福祉サービス等の充実が重要です。 また、国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市においても、ヤングケアラーをはじめとした障がいのある人の家族等への支援に取り組む必要があります。 障がいのある人やその家族がいつまでも地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制の充実やその周知を図ります。
--------------	---

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
5 1	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	35	サービス提供体制の充実	東濃圏域の関係機関で組織する「東濃基幹相談支援センター運営会議」において、困難事例などの協議・連絡調整や連携の強化を図ります。 また、「恵那市自立支援協議会」の全体会や専門部会で、障がい福祉サービス提供における課題把握や解決のための協議、事例検討等を行います。	社会福祉課	月に1度行われる「東濃基幹相談支援センター運営会議」に参加し、近隣市や基幹相談センターと連携を図る。自立支援協議会全体会を年2会開催。各部会についても、それぞれの課題を把握し必要に応じて部会を開催します。【社会福祉課】		
		36	相談支援の充実	東濃圏域内にある相談支援事業所と連携して相談支援を行います。 また、サービス等利用計画を作成する指定特定相談事業者を育成します。	社会福祉課	相談支援事業所間で会議等を行い連携を図ることで、相談支援の充実を図ります。【社会福祉課】		
		37	居住の場（居住系サービス）の充実	グループホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進するとともに、相談支援やサービス等利用計画の作成を通じて、施設やグループホームのサービスを必要とする人の適切な利用を促進します。 また、助成や給付による住まいの整備支援や「共生型サービス」の実施を検討します。	社会福祉課	グループホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進するとともに、相談支援やサービス等利用計画の作成を通じて、施設やグループホームのサービスを必要とする人の適切な利用を促進します。【社会福祉課】		
		38	援助（訪問系サービス）の充実	障がいのある人の在宅での生活や社会参加を支援するためニーズを把握するとともに、事業所の人材の資質の向上により、サービスの提供体制を充実します。	社会福祉課	利用実績を把握し、不足のないよう補正予算にて確保します。【社会福祉課】		
		39	活動や訓練の場（日中活動系サービス）の充実	障がいのある人の自立や社会参加、地域の交流等を図るため、日中活動や機能訓練の場の確保及び充実を図ります。	社会福祉課	障がいのある人の自立や社会参加、地域の交流等を図るため、日中活動や機能訓練の場の確保及び充実を図ります。【社会福祉課】		
		40	地域生活の支援	地域移行支援や地域定着支援の提供体制を確保し、施設から自宅やグループホーム等での地域生活へ移行する人を支援します。	社会福祉課	施設から自宅やグループホーム等での地域生活へ移行する人を支援します。【社会福祉課】		
		41	地域生活支援拠点の運用	障がいのある人やひきこもりの人の地域の居場所や活動の場として、地域生活支援拠点「ぷらっと」の利用を促進します。 また、東濃圏域における地域生活支援拠点の面的体制の整備に向け、調査、研究、システム構築、関係機関との連絡・調整を行います。	社会福祉課	地域生活支援拠点「ぷらっと」の利用を促進します。 東濃圏域における地域生活支援拠点の面的体制の整備に向け、調査、研究、システム構築、関係機関との連絡・調整を行います。【社会福祉課】		

施策の方向		事業番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度の評価	←評価がC・Dの場合その理由
5 2	その他在宅福祉サービスの充実	42	補装用具費の給付	「障害者総合支援法」の自立支援給付制度に基づき、「補装具」を給付します。	社会福祉課	岐阜県身体障害者更生相談所と連携し、補装具の給付等を実施します。【社会福祉課】		
		43	日常生活用具費の給付	「日常生活用具」のリストを見直し、需要の高い用具の提供を拡充します。	社会福祉課	必要に応じて「日常生活用具」の見直しを行い、需要の高い用具の提供を行います。【社会福祉課】		
		44	難病患者や高次脳機能障がい者などに対する福祉サービスの充実	難病患者や高次脳機能障がいがある人や家族のニーズを把握し、保健所をはじめとした関係機関と連携して、福祉サービスの充実を図ります。 また、難病や高次脳機能障がいなどについて市民の理解を促進し、誰もが共生できる地域社会の実現を図ります。	社会福祉課	難病対策地域協議会に参加し関係機関との情報共有を行う。相談に対する適切な支援に繋ぐよう、保健所及び関係機関との連携を充実させます。【社会福祉課】。		
		45	介助者に対する支援	障がい福祉サービス等に関する周知やニーズに合ったサービスの説明を行います。 また、相談支援事業所による相談員の相談を実施し、内容に応じて訪問による相談活動を行います。 介助者の休息やリフレッシュを目的とした、ショートステイの拡充や、日中一時支援等の障がいのある子どもの日中の居場所の確保について総合的に推進します。	社会福祉課	利用者の現状にあったサービスの情報提供や利用促進を行う。相談支援事業所にて相談を実施するとともに、必要に応じて、訪問による相談活動を行う。日中一時支援事業等により障がいのある子どもの日中の居場所確保を行います。【社会福祉課】		

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【6 相談・情報提供】

現状・課題 方向性	障がいのある人やその家族がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談をできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。 また、令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組む必要があります。 既存の相談機関等の機能強化や各機関の連携により包括的な相談支援体制の整備を進めます。また、情報提供の充実を図るとともに、障がいの特性にあった情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。						
--------------	---	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
6 1	相談支援体制の充実	46	重層的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化	福祉連携会議及び個別支援会議等により、関係機関と連携を図り、課題解決に努めます。	社会福祉課	総合相談窓口として相談を受け、関係部署や機関との連携を図り、適切なサービスや制度につなげます。【社会福祉課】		
		47	相談支援専門員の確保と育成	相談支援専門員の確保と人材育成を促進します。	社会福祉課	恵那市社会福祉協議会にて相談支援専門員の確保と人材育成を行います。【社会福祉課】		
		48	障がい者相談員活動・ピアカウンセリングの推進	地区別、障がい別に相談員を配置し、ピアカウンセリングの体制構築を図ります。 また、障がい者相談員の研修会を実施し専門性の向上と新たな相談員の確保・育成に努めるとともに、継続して相談員の周知を図ります。	社会福祉課	地区別、障がい別に相談員を配置する。相談員の研修会に参加し、専門性を高めます。【社会福祉課】		
6 2	情報アクセシビリティへの向上	49	サービスに関する情報の周知	市のホームページなどに、各種福祉サービスの情報を掲載し、利用を促進します。 また、新規の障害者手帳取得者に、「障がい福祉の手引き」や市独自の福祉サービスを掲載した「地域生活支援事業のしおり」「障が等級別サービス早見表」などを配布し、制度の利用について紹介します。また、それぞれの媒体を適宜見直し、更新します。	社会福祉課	新規手帳取得者に対し、手引き等を配布し制度の紹介を行います。【社会福祉課】		
		50	多様な手段による情報提供	広報紙、市や社協のホームページ、音声告知放送、SNS、障害者手帳アプリ等の多様な媒体を活用した情報提供を行います。また、障がい者関係団体等からの意見を聴取し、多様な手段・媒体による情報提供を進めます。	総務課	広報えな、音声告知放送を中心に、市ウェブサイトや市公式アプリ、市民メール、SNS、YouTubeの活用、手話動画による広報などの配信により、きめ細かな情報提供に努めます。【総務課】		
					社会福祉課	広報えな、音声告知放送を中心に、市ウェブサイトや市公式アプリ、市民メール、SNS、ミライIDなど多様な手段・媒体による情報提供を行い、きめ細かな情報提供に努めます。		
		51	視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報保障	市や社会福祉協議会広報紙などの点訳や音訳、告知放送、見やすい文字や手話によるケーブルテレビの放送を行います。	総務課	引き続き、赤い鳥の協力を得て広報えなの音訳を行い、アミックスコムと連携して分かりやすい情報提供を行います。【総務課】		
		52	視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション保障	点字、手話通訳、要約筆記、代読・代筆支援による情報保障の推進を図ります。また、手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や上位資格の手話通訳士の育成、要約筆記者の育成・確保に努めます。	社会福祉課	手話奉仕員養成講座をNPO法人恵那市手話連絡会に委託して行います。情報アクセスビリティ条例の制定に向けて検討をしていきます。【社会福祉課】		

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【7 地域福祉】

現状・課題 方向性	障がいのある人が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取り組みが不可欠です。障がい理解を深めるための啓発・広報活動や教育、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に関する啓発・広報活動をさらに推進し、障がいのある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めます。 また、障がいのある人が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送れるように、住民同士の日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実を図ります。						
--------------	---	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
7 1	障がい理解・福祉教育の充実	53	学校等における福祉教育の推進	幼少期から、障がいについて正しく理解し、思いやりと支え合いの心を養えるような機会を提供します。 また、恵那特別支援学校との居住地校交流や高齢者施設への訪問をはじめ、学校における福祉教育として点字や手話の体験講座の実施など、学校での福祉体験活動を推進します。	学校教育課	総合的な学習や道徳の時間などを通じて、福祉教育を進めます。【学校教育課】		
					幼児教育課	医療的ケア児、肢体不自由児の在園する園では、他の園児と共に活動する時間を設定し、活動やあそびを一緒に行います。高齢者施設などに訪問し、園児ができることを発表したり、会話を楽しんだりする（訪問計画を立てている園）。【幼児教育課】		
					社会福祉課	関係する学校において、恵那特別支援学校との居住地交流、総合的な学習の時間を使った高齢者施設への訪問等を実施します。【社会福祉課】		
		54	障がい者理解教育推進校の推進	市内の小学校、中学校を恵那市障がい者理解教育推進校に指定し、障がいについての理解促進を図ります。	社会福祉課	小学校3校、中学校2校を恵那市障がい者理解教育推進校に指定し、障がいについての理解促進を図ります。【社会福祉課】		
		55	人権教育の推進	講演会や講座、研修などを通して、障がい者理解を促進し、差別のない社会を目指します。	生涯学習課	人権講演会を開催し、人権問題への意識啓発を図る。また、コミュニティセンター職員への研修を行い、地域における人権尊重意識の広まりにつなげます。【生涯学習課】		
					社会福祉課	ヘルプマーク、岐阜清流おもいやり駐車場などのPRを行い、障がいや障がい者理解に関する周知・啓発を行います。【社会福祉課】		
		56	啓発活動の推進	様々な媒体を活用して、障がい者への差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間、ヘルプマークなどについての周知を図ります。	社会福祉課	広報えなや市ウェブサイトを活用し、周知・啓発を行います。【社会福祉課】		

施策の方向		事業番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度の評価	←評価がC・Dの場合その理由
7 2	住民同士の 支え合いの 促進	57	支え合い活動の推進	地域福祉計画・地域福祉活動計画における、住民同士の支え合い活動の中で、障がいのある人に関わる取り組み等が実施できるよう支援します。 また、障がいのある人を対象としたサロン事業を実施し、社会参加を図ります。	社会福祉協議会	ふれあい食事サービスやふれあいサロン事業が円滑に行えるよう、保険・講師補助等を継続する。障がい者が地域の中で関わりを持つ活動ができる支援となる事業推進を行います。【社会福祉協議会】		
					社会福祉課	障がいのある人を対象としたサロン事業を実施し、イベント等を通じて社会参加を図ります。【社会福祉課】		
		58	当事者活動・親の会活動	各種障がい者団体に対しての助成や運営面などの助言を行うとともに、団体を周知し、加入促進を図ります。	社会福祉課	各種団体に対し助成を行う。また、市ウェブサイトなどで団体の紹介を行います。【社会福祉課】		
7 3	ボラン テ ー ア 活 動 の 促 進	59	ボランティアに関する情報提供	障がい者ボランティアの裾野を広げるため、ボランティアに関わる講座や活動などの情報提供を行います。	社会福祉課	障がい者支援などの講座や活動について、恵那市社会福祉協議会の広報誌やホームページで情報提供を行います。【社会福祉課】		
		60	団体の活動促進	障がいのある人の社会参加を促進するボランティア団体を支援します。 また、障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、ボランティア活動推進会議での情報交換や活動報告などを通じて関係団体と連携を図ります。	地域振興課	障がいのある人の社会参加を促進するボランティア団体を支援します。【地域振興課】		
					社会福祉課	障がいのある人の社会参加を促進するボランティア団体を支援します。【社会福祉課】		

第 4 次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【 8 生活環境】

現状・課題 方向性	障がいのある人が地域で安心して生活するためには、移動や外出支援の充実や、障がいのある人に配慮した施設等の普及、建物、道路などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化が求められます。 また、近年の風水害の大型化や南海トラフ地震をはじめとする巨大地震の危険性の高まり等により、災害対策は非常に重要な取り組みとなっています。平常時からの防災対策や医療機器や薬等を含む備蓄品の確保、地域ぐるみでの避難行動要支援者対策が重要です。 障がいのある人のニーズを把握した上で、公共施設や道路等のバリアフリー化や多様な手段による外出支援の充実を図ります。また、関係機関や地域との連携による防災・防犯体制を整備するとともに、見守り等の充実を図ります。						
--------------	--	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和 6 年度の取組	令和 6 年度 の評価	←評価が C ・ D の場合その理由
8 1	バ リ ア フ リ ー ・ ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン の 促 進	61	住宅改善への支援	住宅改修の助成を行う際に、改修の相談に応じます。また、住宅の新築時には、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供や啓発、相談を行います。	建築住宅課	住宅の建築や改修でバリアフリー・ユニバーサルデザインについての相談があれば、トイレづくりハンドブック等を活用し、助言や情報提供を行います。 【建築住宅課】		
					社会福祉課	住宅改修についての相談を受けた際に相談に応じます。 【社会福祉課】		
		62	市営住宅のバリアフリー化の推進	市営住宅は、新築・改築の計画に合わせてバリアフリー化・ユニバーサルデザインに対応します。	建築住宅課	市営住宅改築時にバリアフリー化などを検討し、実施します。 【建築住宅課】		
		63	施設の整備	公共施設や民間施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。	建築住宅課	公共施設の新築・改築時にバリアフリー化・ユニバーサルデザインを検討し、取り入れます。 【建築住宅課】		
		64	道路・歩道の維持改善	駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等により、歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	建築課	歩道の段差解消を行います。（恵那駅前石橋線 N＝1箇所、神明前荅丁田1号線N＝1箇所）岩村町内の段差解消について地元と協議を行います。 【建築課】		
		65	避難行動要支援者制度の活用促進	避難行動要支援者名簿の周知を図り、支援を必要とする人の登録を推進します。 また、避難行動要支援者を対象にした見守りや、個別避難計画の策定に向けた取り組みが各地区で行われるよう支援します。	危機管理課	避難行動要支援者に対し、周知を図り、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。作成した避難行動要支援者名簿により、各地において個別避難計画が作成できるよう支援を行います。 【危機管理課】		
					高齢福祉課	避難行動要支援者に対し、周知を図り、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。作成した避難行動要支援者名簿により、各地において個別避難計画が作成できるよう支援を行います。 【高齢福祉課】		
					社会福祉課	避難行動要支援者に対し、周知を図り、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。作成した避難行動要支援者名簿により、各地において個別避難計画が作成できるよう支援を行います。 【社会福祉課】		

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
8 2	防災・防犯対策の充実	66	地域防災力の向上	福祉事業者、防災リーダー、社会福祉協議会等の関係機関が集まる「恵那市災害時地域連携福祉ネットワーク研究会」を開催し連携の強化を図ります。 また、民間の施設等との協定や、福祉避難所の確保等を推進します。	危機管理課	福祉事業者、防災リーダー、社会福祉協議会など関係者が集まる「恵那市災害時地域連携福祉ネットワーク研究会」を開催し、大規模災害時の避難所対応について研究を進めます。【危機管理課】		
		67	緊急通報体制の整備	災害時情報について、メール配信や、メールによる受信が困難で支援が必要な人へのFAX配信サービスなどを実施します。 また、音声による119番通報が困難な者へNet119緊急通報システムの利用を促します。	危機管理課	災害時情報が確実に届くよう、分かりやすい内容で情報発信します。【危機管理課】		
					社会福祉課	Net119緊急通報システムを運用し、音声による119番通報が困難な人の緊急通報に備えます。【社会福祉課】		
		68	見守り活動の充実	恵那市防犯まちづくり連絡協議会と市内各地の活動団体と連携し、防犯活動と地域の見守り活動に合わせて取り組みます。	危機管理課	各地域の活動団体や市職員による防犯パトロールを実施し、地域の見守り活動に努めます。また、警察署と連携し啓発活動を実施します。【危機管理課】		
		69	防犯対策の推進	詐欺・悪質商法などの被害にあわないよう、民生委員等を通じた啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実、出前講座や講演などの消費生活教育活動により被害の未然防止を進めます。 また、市内在住の希望者に対し、弁護士による無料法律相談を実施します。	総務課	恵那市在住の全ての方を対象に恵那会場、岩村会場、山岡会場、明智会場にて無料法律相談を開催。また、毎月広報えなにより障がい者をはじめ、全市民に対して周知に努めます。【総務課】		
8 3	外出支援の充実	70	移動支援事業の実施	付き添いヘルパー派遣や福祉車両の貸し出しを行う移動支援事業を実施します。	社会福祉課	地域生活支援事業にて個別移動支援、車両支援を行います。【社会福祉課】		
		71	福祉タクシー利用助成事業の実施	在宅の心身障がいのある人の社会活動の範囲を広めるため、「福祉タクシー利用助成事業」を行います。	社会福祉課	交付対象者を拡大したためタクシーの利用乗車券の交付について周知します。【社会福祉課】		
		72	福祉有償運送事業の実施	社会福祉協議会において、外出時に車いすが必要な障がいのある人等を対象として、車いすのまま乗車できる福祉車両を使用し、有償にて移送を行う「福祉有償運送事業」を実施します。	高齢福祉課	社会福祉協議会にて行う福祉有償運送事業について、パンフレットなどを通じて周知を行います。【高齢福祉課】		
					社会福祉課	社会福祉協議会にて行う福祉有償運送事業について、パンフレットなどを通じて周知を行います。【社会福祉課】		

第4次 恵那市障がい者計画 事業評価シート 【9 障がい者施策推進体制】

現状・課題 方向性	障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けては、障がいのある人への差別解消や権利擁護を推進する必要があります。また、障がい福祉施策の推進体制を強化するには、市職員の障がいに対する理解を深めることや、障がいのある人に関わる行政や事業所、関係団体が連携し、切れ目のない支援を進めることが大切です。成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護のための制度の普及や、障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。また、市職員の障がい理解や合理的配慮の提供を促します。						
--------------	--	--	--	--	--	--	--

施策の方向		事業 番号	事業	事業の内容	担当課	令和6年度の取組	令和6年度 の評価	←評価がC・Dの場合その理由
9 1	障 が い 者 の 権 利 擁 護 の 推 進	73	障がい者虐待の防止	「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待防止センターの窓口となり、関係機関と連携して障がい者虐待対応を図ります。	社会福祉課	関係機関と連携し、障がい者虐待対応を図ります【社会福祉課】		
		74	日常生活自立支援事業の利用促進	東濃成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」の普及、周知を進めます。	高齢福祉課	東濃成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及や周知を図る。【地域包括支援センター】		
		75	成年後見制度の利用促進	「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力の不十分な人が不利益を被らないよう、成年後見巡回相談と法律相談により成年後見制度の利用を進めます。	高齢福祉課	成年後見制度利用促進基本計画に基づく東濃5市の中核機関を東濃成年後見センターに委託し、成年後見制度の利用を促進する。【地域包括支援センター】		
9 2	障 が い 者 制 の 整 備 推 進 体	76	障がい者施策に関わる市職員の資質の向上と体制強化	市職員が障がいについての理解を深められるよう、講習会への参加を推進します。 また、障がい者理解のための研修を定期的に行います。	総務課	公務員倫理研修・コンプライアンス研修・ハラスメント防止研修・接遇研修等を通じ、障がい者に対する理解を深めていく。ユニバーサルマナー検定の実施。【総務課】		
					社会福祉課	各種研修等に参加し、職員の資質向上を行う。【社会福祉課】		